

## 2 計量関係事業の登録等

計量法に基づき、計量関係事業等に関し次の登録・指定・届出があり、本県では令和4年度実績として次表のとおり事務を行いました。

① 製造事業届出(法第40条)

特定計量器(電気計器を除く)の製造の事業を行おうとする者は、都道府県知事を経由して経済産業大臣に届出。

② 修理事業届出(法第46条)

特定計量器(電気計器を除く)の修理の事業を行おうとする者は、都道府県知事に届出。

③ 販売事業届出(法第51条)

特定計量器(質量計)の販売の事業を行おうとする者は、都道府県知事に届出。

④ 指定製造事業者の指定(法第90条)

指定製造事業者の指定を受けようとする者は、都道府県知事の検査(法第91条第2項)を受け、適正と認められたあと、経済産業大臣が指定。

⑤ 計量証明事業登録(法第107条)

計量証明事業の登録を受けようとする者は、都道府県知事に申請。

⑥ 適正計量管理事業所の指定(法第127条)

適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、都道府県知事又は特定市町村の検査(法第127条第3項)で適正と認められたあと、国の事業所については、経済産業大臣が指定し、その他の事業所については、都道府県知事が指定。

⑦ 計量士登録(法第122条)

計量士の登録を受けようとする者は、都道府県知事を経由して経済産業大臣に登録申請。

なお、本県における各事業者(③、⑦除く)は巻末資料のとおりです。